

米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物（次号に規定するブロック塀を除く。）をいう。
- (3) ブロック塀 補強コンクリートブロック塀又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断であって、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第II編ロ－16－⑫において引用する国要綱附属第II編イ－16－⑫－①3.第1号イ又は第2号イに定めるものをいう。
- (5) 改修設計 国要綱附属第II編ロ－16－⑫において引用する国要綱附属第II編イ－16－⑫－①3.第1号ハ又は第2号ハに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (6) 耐震改修 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第II編ロ－16－⑫において引用する国要綱附属第II編イ－16－⑫－①3.第4号又は第5号に定めるもの（擁壁の耐震改修及び防火改修を除く。）をいう。

- (7) 建替え 国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3. 第4号又は第5号に定める建替え（防火改修を除く。）をいう。ただし、耐震改修に代えて行うものに限る。
- (8) 除却 国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3. 第4号又は第5号に定める除却をいう。ただし、耐震改修に代えて行うものに限る。
- (9) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に規定する設計図書をいう。
- (10) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定するところによる。

（交付目的）

第3条 補助金は、米子市耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進する事業を実施し、住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修、建替え又は除却並びにブロック塀の耐震対策を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

（補助金の交付）

第4条 市は、住宅、建築物又はブロック塀（次に掲げる要件の全てに該当するものに限る。以下「対象建物等」という。）について、別表第1の左欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う当該対象建物等の所有者（当該対象建物等の管理に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体が構成されている場合には、当該団体。以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 本市の区域内に存するものであること。
- (2) 昭和56年5月31日（一戸建ての住宅にあっては、平成12年5月31日）以前に建築されたものであること（補助事業がブロッ

ク塀の撤去又はブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合を除く。)。

(3) 原則として、補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条第1項の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないこと。

(4) 改修設計、耐震改修、建替え又は除却である場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(5) 補助事業がブロック塀の撤去である場合には、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 高さが0.6メートルを超えるものであること。

イ 不特定の者が通行する道路に面したものであること。

ウ 別表第2又は別表第3に定める点検表により点検した結果、安全対策が必要とされた危険性の高いものであること。

エ ブロック塀のイ及びウに該当する部分の全てについて撤去を行うものであること。

オ 過去に補助金の交付の対象となったブロック塀の撤去又はブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修の当該ブロック塀と同じ位置に存するものでないこと。

(6) 補助事業がブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合には、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 補助金の交付の対象となったブロック塀の撤去の範囲において新設すること。

イ 建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路内及び同条第3項の規定により水平距離を指定された道路内に新設するものでないこと。

(7) 市長から地震に対して安全な構造とするべき旨の勧告を受けていること（補助事業が耐震改修、建替え又は除却である場合に限る。）

(8) 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。

(補助金の額等)

第4条の2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める経費の額（別表第1の左欄に掲げる補助事業及び同表の中欄に掲げる対象建物等の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。以下「補助対象経費の額」という。）に3分の2（補助事業が耐震改修、建替え又は除却の場合には3分の3、補助事業がブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合には3分の1）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

- (1) 耐震診断 耐震診断の実施に要する経費（一般診断法による場合には、補修費及び修繕費を除く。）の額
- (2) 改修設計 改修設計の実施に要する経費の額
- (3) 耐震改修、建替え又は除却 耐震改修、建替え又は除却の実施に要する経費（建替え又は除却の場合には、耐震改修に要する費用に相当する部分に限る。）の額
- (4) ブロック塀の撤去 ブロック塀の撤去の実施に要する経費の額
- (5) ブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修 ブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修の実施に要する経費の額

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除ができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

(申請)

第5条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに、米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 米子市震災に強いまちづくり促進事業収支予算書（別記様式第2号）

(2) 補助事業の実施に要する経費の見積書の写し

(3) 別表第2又は別表第3に定める点検表により点検した結果を記載した書類（補助事業がブロック塀の撤去又はブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請に際して補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定したときは米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付を行わないことと決定したときは米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請却下通知書（別記様式第4号）により当該事業主体に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合には、第4条の2第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

（補助事業の着手）

第7条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助事業に着手したときは、直ちに、米子市震災に

強いまちづくり促進事業着手届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、補助事業に係る契約書の写しを添付しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更又は補助事業の完了年月日の変更（当該年度において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第6条第2項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（補助事業が完了している場合に限る。）のいずれか早い日までに、米子市震災に強いまちづくり促進事業実績報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 米子市震災に強いまちづくり促進事業収支決算書（別記様式第2号）
 - (2) 補助事業の実施に要した経費の請求書又は領収書の写し
 - (3) 耐震診断の結果を記載した書類（補助事業が耐震診断である場合に限る。）
 - (4) 改修設計に基づき耐震改修又は建替えを実施した後における当該対象建物等の耐震診断の結果を記載した書類（補助事業が改修設計である場合に限る。）
 - (5) 耐震改修、建替え又は除却に係る資料、写真等（補助事業が耐震改修、建替え又は除却である場合に限る。）
 - (6) ブロック塀の撤去又は改修に係る資料、写真等（補助事業がブロック塀の撤去又はブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修である場合に限る。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類
- 3 補助対象者は、第6条第3項の規定による交付決定を受けた場合に

は、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額（第12条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付決定に係る補助金の額を限度とする。）を精算額として報告しなければならない。

4 補助対象者は、当該年度の3月31日までに補助事業が完了しなかったときは、米子市震災に強いまちづくり促進事業進捗状況報告書（別記様式第7号）に同日までの補助事業の進捗の状況が分かる設計図書、出来高の算定の基礎となる資料等を添付して、これらを当該年度の翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第6条第3項の規定により交付決定をした補助事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、第9条第1項又は第4項の規定による報告があつた後に支払うものとする。

2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第20条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助対象者は、第9条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であつて、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、米子市震災に強いまちづくり促進事業消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があつたときは、規則第22条第2項の規定により、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

（指導等）

第13条 市長は、補助対象者に対し、当該補助対象者の所有に係る住

宅、建築物及びブロック塀の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第8条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に

強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第4条の2の規定は、平成24年6月18日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前にこの要綱による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2条第1項第8号に規定する要緊急安全確認大規模建築物に対して行う耐震診断（同項第3号に規定する耐震診断をいう。）について米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の申請を行っている者（交付の決定を受けているものを除く。）及び補助金の交付の決定を受けている者（この要綱の施行前に補助金の交付を受けたものを除く。）については、この要綱による改正前の補助金交付要綱別表の1の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表の規定は、この要綱の施行の日以後に着手する補助事業（改正後の要綱第4条に規定する補助事業であって、同日以後に米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「現要綱」という。）第5条第1項の規定による当該補助事業に係る米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付の申請を行い、当該申請に対する現要綱第6条第2項の補助金交付決定通知書の交付を受けて着手するものをいう。）について適用し、この要綱の施行の際現に実施している補助事業（この要綱による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条に規定する補助事業をいう。以下の項において同じ。）及びこの要綱の施行前に現要綱第5条第1項の規定による米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付の申請を行い、当該申請に対する現要綱第6条第2項の補助金交付決定通知書の交付を受けて着手する補助事業については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第9条第4項の規定は、この要綱の施行の際現に実施している補助事業（改正前の要綱第4条に規定する補助事業であって、平成29年3月31日までに着手したものに限る。次項において「平成29年度継続補助事業」という。）についても適用する。

4 前項の規定による平成29年度継続補助事業に係る改正後の要綱第9条第4項の規定の適用については、同項中「当該年度の翌年度の4月5日」とあるのは、「平成29年5月31日」とする。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1（第4条、第4条の2関係）

補助事業	対象建物等	補助対象経費の限度額
1 次の各号のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「指針」という。）第一に示すもの (3) 国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの	一戸建ての住宅	1戸当たり8万6,400円 (当該対象建物等の設計図書がない場合は、11万1,240円)
	一戸建ての住宅以外の住宅又は建築物	1棟当たり、300万円又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号後段若しくは第2項第3号に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額
2 改修設計	一戸建ての住宅	1戸当たり24万円
	要緊急安全確認大規模建築物	1棟当たり、国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第2項第3号に定めるところにより算出した費用の額

<p>3 次の各号のいずれかに該当する耐震改修又は建替え</p> <p>(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>(2) 指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが1.0以上となるもの</p> <p>(3) 指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが0.7以上となるもの（前号の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>(4) 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のIwが1.0以上となるもの（第2号の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>(5) 第1号及び第2号に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1戸当たり、耐震改修又は建替えの実施に要する経費に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものである場合 3分の2</p> <p>(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建築されたものである場合 3分の1</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する耐震改修（その時点における最新の基準を満たすものに限る。）又は建替え</p> <p>(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>(2) 指針第二に示すもの</p> <p>(3) その他第1号及び前号に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	<p>要緊急安全確認大規模建築物</p>	<p>1棟当たり、耐震改修又は建替えの実施に要する経費（国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第5項第2号(1)）に23パーセントを乗じて得た額</p>

5 除却	一戸建ての住宅	1戸当たり、除却の実施に要する経費に23パーセントを乗じて得た額又は82万2,000円のいずれか低い額
	要緊急安全確認大規模建築物	1棟当たり、耐震改修又は建替えの実施に要する経費（国要綱附属第Ⅲ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ－16－(12)－①第5項第2号(1))に23パーセントを乗じて得た額
6 ブロック塀の撤去（平成33年3月31日までに完了するものに限る。）	ブロック塀	ブロック塀の撤去の実施に要する経費の額（1メートル当たり9,000円）又は22万5,000円のいずれか低い額
7 ブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修（平成33年3月31日までに完了するものに限る。）	ブロック塀	ブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等への改修の実施に要する経費の額（1メートル当たり2万5,000円）又は30万円のいずれか低い額

備考

- 1 この表において「Iw」とは、指針第一第一号に掲げる構造耐震指標をいう。
- 2 この表における「Iw」は、各階の張り間及び桁行方向のIwのうちの最小値とする。ただし、3の項左欄第4号においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。

3 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合には、「I w」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。

4 その他指針第一第一号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合は、I wは、当該指標によることができる。

別表第2（第4条、第5条関係）

補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下の塀で10cm未満	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている。	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている。	はい	いいえ
4 控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出してある。	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある。	いいえ	はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく。	いいえ	はい
8 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある。	いいえ	はい
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、安全対策を必要とする。		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

備考 鉄筋が入っていない場合は、別表第3を使用する。

別表第3（第4条、第5条関係）

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある。	はい	いいえ
3 控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある。	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある。	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく。	いいえ	はい
7 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある。	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、安全対策を必要とする。		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ